第５章　施策の大綱

将来像**「人と自然が響きあう ハーモニーガーデン 上里」**と６つの目標像を目指して、以下の施策を総合的、計画的に推進します。

施策体系図

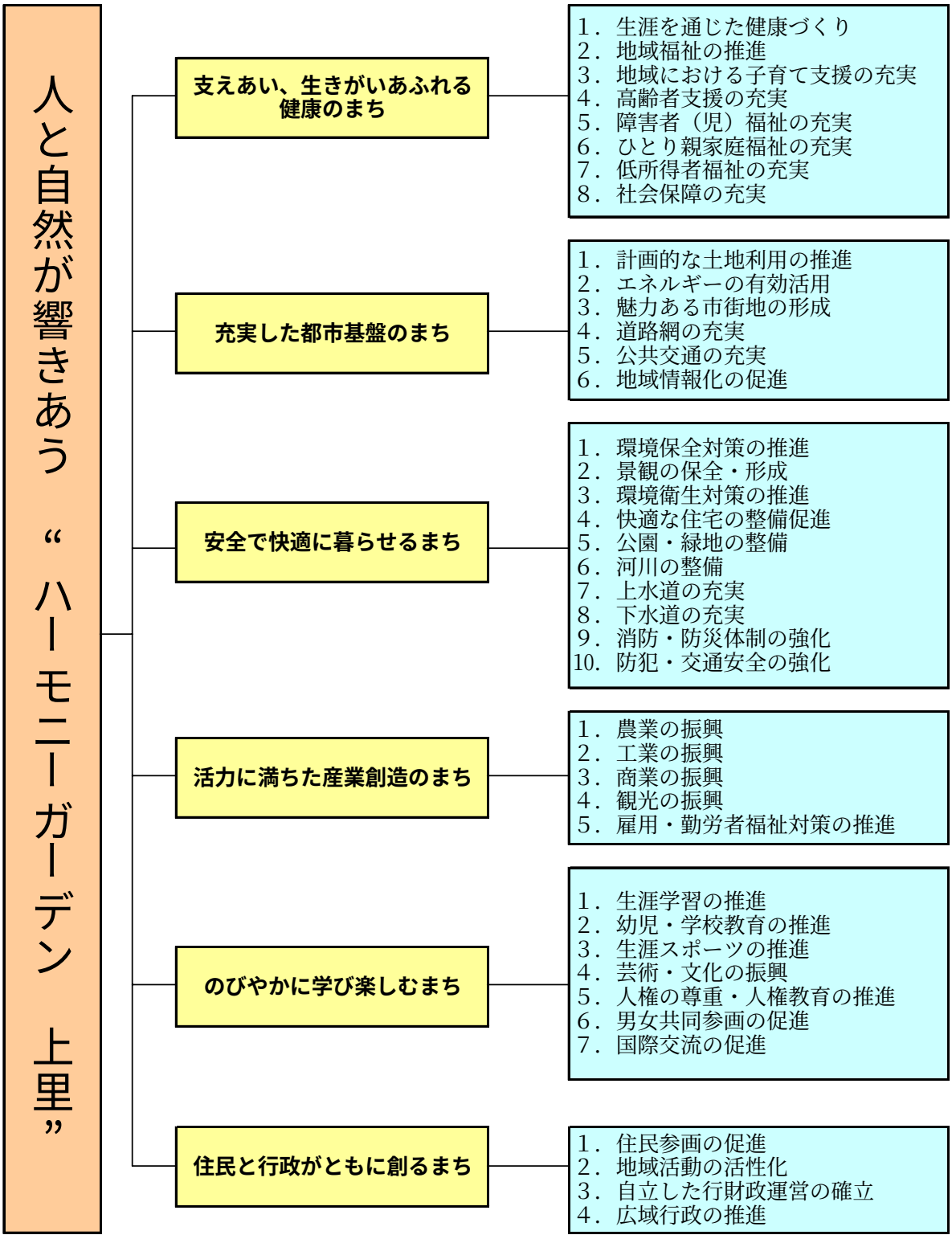

第１節　支えあい、生きがいあふれる健康のまち

1　生涯を通じた健康づくり

「自らの健康は自らでつくる」をスローガンに、住民一人ひとりの健康意識を高めるとともに、健康の維持・増進や疾病の予防・早期発見、更には生まれ来る子どもたちの健やかな成長のため、赤ちゃんから高齢者までの保健サービスの充実を図ります。また、生涯を通じた住民の主体的な健康づくり活動を促進します。

一方、生活習慣病の増加や医療需要の多様化などに対応し、住民が安心して医療サービスが受けられるよう、近隣市町の医療機関の協力を得ながら、身近な地域医療や救急医療の体制強化を図ります。

2　地域福祉の推進

すべての人が年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、個人の尊厳を保ち、地域の中で互いに支え合って、いきいきと暮らしていける社会の創造を目指し、地域連帯意識の醸成に努めるとともに、助け合い・支えあい活動の促進を図ります。

3　地域における子育て支援の充実

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを生み、育てることができる社会づくりを目指し、保育サービスの充実や、男性を含めた働き方の見直しの促進など、男女がともに子育てに積極的に参画できる社会環境づくりを進めます。また、児童館の充実や安全に遊ばせることができる公園の確保など、子どもが健やかに安心して育つ環境づくりを進めます。

4　高齢者支援の充実

永年、社会の発展に寄与してきた高齢者が、豊かな人間関係のもとで、心身ともに健康ではつらつと暮らしていけるよう、介護予防、生きがいづくりへの支援や、生活支援の積極的な展開を図るとともに、介護が必要な状態になっても、安心して暮らせる環境づくりを促進します。

5　障害者（児）福祉の充実

障害があっても、住みなれた地域で自立して生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、介護サービスや就労の支援など、自立生活への支援の強化を図ります。また、学習や交流などの場の充実や、ユニバーサルデザインの街づくりなど、障害者（児）が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方である「バリアフリー」と対比する形で用いられる。

6　ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の自立を促進するために、相談体制の充実や交流の促進などを図るとともに、適切な援護施策の適用を図ります。

7　低所得者福祉の充実

低所得者世帯に対し、県と連携しながら、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、相談体制の充実や福祉資金など、自立に向けた支援を強化します。

8　社会保障の充実

国民健康保険については、保険税の収納率の向上や、医療給付の適正化、健康づくり事業の推進などにより、財政運営の健全化や安定化を図ります。

国民年金については、国が行う国民年金への加入勧奨事務に協力するとともに、被保険者に対する情報提供・相談体制の充実に努め、国民年金制度の趣旨普及に努めます。

介護保険制度については、予防重視型の介護保険制度の確立に向け、介護給付と予防給付、地域支援事業を包括的にマネジメントし、効果的な事業運営を図るとともに、きめ細かな地域密着型サービスの展開など、地域の特性に応じた制度運営に努めます。

第２節　充実した都市基盤のまち

1　計画的な土地利用の推進

町土全域にわたり秩序ある土地利用を誘導し、自然環境と調和した計画的な土地利用に努めます。また、将来の市街地形成にも対応するため、農業振興地域外で用途無指定地域の全体計画を検討します。

2　エネルギーの有効活用

限りある資源を有効に利用するために、省エネルギーの普及・啓発を図るとともに、環境にやさしい新エネルギーの開発・導入に向けた取り組みを進めます。

3　魅力ある市街地の形成

生活やビジネスに魅力的な市街地の形成に向け、土地区画整理事業や都市施設の整備などを計画的に推進し、賑わいと潤いのある空間の創出に努めます。

4　道路網の充実

国道 17 号バイパスをはじめ、町の骨格となる道路の整備や、広域交通体系の充実を促進するとともに、円滑な交通の確保、交通安全、景観面、防災面などに配慮しながら、地域内道路網の計画的な整備を進めます。

5　公共交通の充実

広域で連携しながら、ＪＲ高崎線・湘南新宿ライン・上越新幹線・八高線の輸送力の増強と、利便性・安全性の向上、民間バスの利便性の向上を要望していきます。

6　地域情報化の促進

情報通信基盤の整備を促進するとともに、情報教育の充実を図り、すべての住民が日常生活やビジネスの現場で、必要な情報を迅速かつ有効に活用し、活発な情報発信・交流が図れるまちづくりを進めます。

第３節　安全で快適に暮らせるまち

1　環境保全対策の推進

私たちの共通の財産である恵まれた自然を将来にわたって守るために、残された自然環境の保全や、失われた自然の再生・創造に努めるとともに、水辺空間の活用などにより、自然とふれあう機会の充実を図ります。

また、環境美化意識の高揚を図るとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型７公害や空き缶等のポイ捨て、廃棄物の不法投棄などに対して、住民・事業者・行政が連携し、未然防止と改善対策に努めます。

さらに、地球環境の保全を図るために、大量生産・大量消費・大量廃棄の生産・生活様式を見直し、温室効果ガス排出の抑制など、地球環境への負荷の軽減を図ります。

2　景観の保全・形成

烏川や神流川などの河川や屋敷林をはじめとする本町の田園景観の保全と都市景観の形成を図るため、緑地空間・水辺空間の確保、屋外広告物の規制などを図るとともに、花いっぱい運動など、住民の景観づくり活動を促進します。

3　環境衛生対策の推進

廃棄物の適正処理を進めるとともに、廃棄物の排出をできるだけ抑制（リデュース）し、排出された廃棄物については極力、再利用（リユース）、再生（リサイクル）を行う「循環型社会」への転換を目指します。そのために、生ごみの堆肥化や資源リサイクル活動などを積極的に促進するとともに、広域で連携しながら、長期的な廃棄物処理体制の確保を図ります。

汚水処理については、将来的には公共下水道への転換を図ることを目標としますが、公共下水道の処理区域外の地域については、農業集落排水の整備や合併浄化槽の設置を促進します。また、広域でのし尿処理施設の維持・管理に努めます。

4　快適な住宅の整備促進

町営住宅の良好な環境の維持、優良な民間住宅の誘導や宅地の整備を促進するとともに、優良農地の保全やスプロール化の防止に配慮しながら、人や環境にやさしい住宅づくりを誘導します。

注：スプロール化：市街地が虫食い状に、無計画・無秩序に広がる現象

5　公園・緑地の整備

公園・緑地は暮らしに潤いと安らぎを与え、ふれあいや余暇の充実を促すことから、公園・緑地の持つスポーツ・レクリエーション、景観形成、防災など多彩な機能を踏まえ、身近な日常生活圏の公園から基幹的な公園まで、計画的な整備とネットワーク化を図ります。

6　河川の整備

河川については、関係機関や地域住民の協力を得ながら、治水・利水機能の強化を図るとともに、身近な親水空間として、また、住民の健康レクリエーションの場としてさらなる有効活用に努めます。

7　上水道の充実

将来にわたって、安全で快適な水を安定的に供給するため、水源の確保や水道施設の維持・充実を進めるとともに、経営の効率化を図り、利用者へのサービスの向上に努めます。また、節水意識を啓発し、限られた資源である水の有効活用を図ります。

8　下水道の充実

河川などの水質の保全と快適な生活環境の形成に向け、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽設置による生活排水の適切な浄化に努めます。そのために、計画的な事業推進を図ります。

9　消防・防災体制の強化

消防については、常備消防と非常備消防（消防団）が連携しながら、防火意識の啓発や、人材の育成・確保、消防資機材の充実、初期救急救助体制の充実など、消防・救急体制の充実に努めます。

防災については、住民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守るため、防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の育成・強化や、治水対策や地震に強いまちづくりの推進など、予防対策を強化し、地域防災力の向上を図ります。さらに、被災時の被害を最小限に食い止め、迅速な復旧を図るため、職員の初動体制や避難・救助などの応急体制の強化に努めます。

10　防犯・交通安全の強化

防犯については、防犯意識と地域連帯意識の高揚を図り、町と関係機関、地域が一体となって活発な防犯活動を展開し、犯罪のない安全で明るい社会づくりを努めます。

また、多様な販売形態の出現、消費生活の多様化に対応し、住民が安心して消費活動ができるよう、情報の提供や、意識の啓発、消費者活動の促進、相談体制の整備などを進めます。

交通安全については、人と車が共存できる交通環境を創出するため、交通安全施設等の整備を推進するとともに、あらゆる機会を通じ、交通安全思想の普及に努めます。特に高齢者・障害者・子どもなどの交通弱者に対する安全対策に積極的に取り組みます。

第４節　活力に満ちた産業創造のまち

１　農業の振興

安全な農産物の安定供給を図るため、担い手の育成・確保に努めるとともに、農地の利用集積や団地化、作業受委託、機械の共同利用、集落営農の促進など生産体制の強化に努めます。また、循環型農業に取り組むなど環境にやさしい農業の振興を図ります。さらには、上里サービスエリア周辺地区整備事業地域を核として、加工・販売体制の充実、地産地消の促進に努めながら、消費者と連携した農業の振興を図ります。

２　工業の振興

長期的な視野のもと、新たな企業の誘致に努めるとともに、県や商工団体などとの連携のもと、既存事業所における新技術の導入や、情報化、環境対策など、経営基盤強化に向けた取り組みを支援していきます。また、異業種間交流など新分野への進出や新規起業を促進していきます。

３　商業の振興

商工団体などとの連携のもと、消費者ニーズをとらえた業態開発や販売促進活動、税務や会計、法務、情報化、衛生面等の相談・指導などにより、魅力ある個店づくりを支援していきます。また、まちづくり三法の運用などにより大型店舗の適切な立地誘導を図るとともに、イベントの共同実施の促進や駐車場の確保など、魅力ある商業地域の形成に努めます。

４　観光の振興

関越自動車道上里サービスエリアを本町の観光の拠点と位置づけ、上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進により、新鮮な地元農産物をはじめ、上里らしい物販・飲食の展開を促進します。

また、釣り、ゴルフ、サイクリングなど自然レクリエーションの拠点である河川敷の親水機能の向上を図るとともに、住民、事業者と協働で、体験農業の拠点や、レクリエーション施設、潜在的な歴史資源など、町内一円の観光資源のネットワーク化に努めます。

５　雇用・勤労者福祉対策の推進

雇用・就業環境の変化に対応し、国、県と連携して雇用の安定に努めます。また、勤労者の福利厚生の向上に努めます。

第５節　のびやかに学び楽しむまち

1　生涯学習の推進

「誰もがいつでもどこでも、生涯を通じて」学び、いきいきと心の充足感を持った生活が送れるよう、住民一人ひとりの多様な学習ニーズにきめ細かく対応しながら、身近な地域を単位とした生涯学習推進体制の一層の確立を図ります。また、その成果をまちづくりに反映させていきます。

2　幼児・学校教育の推進

幼児教育については、幼児の持つ無限の可能性を引き出すために、教育内容の充実と教育環境の整備を推進するとともに、家庭、地域、幼稚園との連携強化に努めます。

学校教育については、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を育むため、基礎的な学力・生活習慣の定着を基本に、情報化、国際化など急速な社会の変容に柔軟に対応できる学校教育を推進します。また、福祉、環境などの体験学習などを通じて、自主性や創造性に富み、他人を思いやる心の教育を充実し、個性を生かす教育の推進に努めます。そのために、教育環境や地域との連携の一層の充実に努めます。

3　生涯スポーツの推進

スポーツニーズの多様化と健康志向の高まりに対応し、子どもから高齢者まで、好みや心身の状況に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション施設の充実・有効活用を図るとともに、指導者や団体の育成、イベントの充実、さらには誰もが親しめる新しいスポーツ・レクリエーションの導入などを進めます。

4　芸術・文化の振興

長い歴史に培われた貴重な文化遺産を保護し後世に伝えるとともに、独創性豊かな地域文化の振興を図ります。そのために、優れた文化・芸術に接する機会の一層の拡大を図るとともに、文化・芸術活動に関する積極的な情報の提供や、指導者・団体の育成に努めます。

5　人権の尊重・人権教育の推進

住民一人ひとりが人権の保障を自らの問題としてとらえ、誰もがかけがえのない人間として尊重される社会を目指して、学校、地域などあらゆる機会を通じて啓発活動と人権教育を推進するとともに、関係機関との連携のもと、人権擁護体制の充実を図ります。

6　男女共同参画の促進

男女が互いに尊重しあい、責任を分かちあい、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、上里町女性センターを中心に、男女の固定的な役割分担意識の改革や、労働条件の整備促進、家事や育児、介護の負担の軽減、まちづくり活動への女性の参画などを促進します。

7　国際交流の促進

国際化の一層の進展に対応した町を築いていくため、広い視野を持ち国際性あふれる人材の育成に努めるとともに、様々な国・地域との交流活動や、国際貢献活動の促進を図ります。また、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

第６節　住民と行政がともに創るまち

１　住民参画の促進

住民と行政が協働でまちづくりに取り組めるよう、個人情報保護に留意しながら行政情報の積極的な公開に努めます。また、インターネットの利用など広報手段や広聴機会の充実を図るとともに、多様な機会をとらえ、町政への積極的な参画を促進します。

２　地域活動の活性化

地域ごとの住民活動や、環境、福祉、観光、防災など様々なテーマごとの活動の活性化に向けて、行政区やＮＰＯ、ボランティア団体などの活動を支援し、情報の提供や、意識の啓発、人材の育成、活動施設の整備・充実などを進めます。

３　自立した行財政運営の確立

行政体制については、厳しい財政状況の中、地方分権の進展や住民ニーズの多様化などに対応するため、組織機構の見直しや事務事業の見直し、職員の意識改革、民間活力の導入などを積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努めます。

一方、財政については、安定した自主財源の確保を図るとともに、経常経費の削減、財源の重点的な配分などに努め、健全な財政運営を推進します。

４　広域行政の推進

広域的な行政需要の拡大に対応するため、幅広い分野で広域での連携を強化し、広域事業の拡充を図るとともに、既存の広域事業の効率化に努めます。また、行財政基盤の強化を図るため、市町村合併を推進します。